

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月
② 昭和48年6月から49年4月まで

社会保険事務所(当時)からの回答によると、申立期間の国民年金保険料は納付していないこととされている。

しかし、私は、申立期間①前の昭和45年11月からA市町村(現在は、B市町村)役場でアルバイトをしており、20歳になった時に役場の年金係の担当者に国民年金の加入を勧められたので、申立期間①の国民年金保険料約500円を納付した。その後、46年2月に金融機関に就職したが、この金融機関を退職した48年の秋口に、この年金係の担当者に道で偶然出会い、保険料の納付を勧められたので、その場で申立期間②の保険料をまとめて納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付した状況について具体的に記憶している上、申立人が申立期間①の保険料を納付したと記憶している金額と、申立期間①当時の保険料額とはおおむね一致している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号(*)は昭和46年2月5日にA市町村において払い出されているところ、A市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同年*月*日付けで国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付することは可能である上、申立人が申立期間①の保険料を納付したと記憶しているA市

町村年金係の担当者は、「当時、申立人が役場でアルバイトをしていたことは覚えている。申立人の国民年金の加入手続をしてあげたかもしれない。」と供述していることを踏まえると、申立人は、当該担当者の勧奨により国民年金に加入し、申立期間①の保険料を納付したものとするのが自然である。

さらに、申立期間①は1か月と短期間である。

一方、申立期間②について、上記の国民年金被保険者名簿において、申立人は、昭和46年2月1日付けで国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、その後、B市町村において、前出の国民年金手帳記号番号とは異なる同手帳記号番号(*)が49年7月23日に申立人に対して払い出されており、同市町村の国民年金被保険者名簿において、同年5月1日付けで国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる上、前出の資格喪失後、同年7月23日の同手帳記号番号の払出しまでの間に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間②は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料が納付できない期間である。

また、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付したと記憶しているA市町村年金係の担当者は、「申立人と偶然出会った時に、申立人と国民年金に関する会話をした記憶は無く、また、役場外で国民年金保険料を預かることはない。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から49年3月まで

私は、A市町村からB市町村に転居する前頃に、A市町村役場で「今、特別に、国民年金保険料を納めれば全納になる。」と言われ、国民年金保険料を納付した記憶があるので、未納期間は無いはずである。

申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市町村からB市町村に転居する前頃に、申立期間の国民年金保険料を納付した記憶がある。」と申し立てているところ、申立人に係るA市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和52年5月7日にB市町村への転出に係る届出を行っている旨の記録が確認できるとともに、申立人は、当該届出を行う約1か月前の同年4月14日に申立期間直後の昭和49年度及び50年度の国民年金保険料を追納し、その約半月後の52年4月30日に、51年度の保険料を現年度納付していることが確認できる。

しかしながら、当該被保険者名簿において、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録は確認できない上、i) 申立人は、「A市町村では、国民年金保険料を毎月納めていた記憶は無い。今までに保険料を遡って納めたのは、1回だけであると思う。」と供述していること、ii) 申立人が昭和49年度及び50年度の保険料を追納した昭和52年4月14日の時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付したとする記憶は、申立期間直後の49年4月以降の保険料納付に係る記憶であると推認される。

また、申立人は、「A市町村役場で、『今なら、国民年金保険料を特別に納めることができる。』と言われ、国民年金保険料を納付した記憶がある。」と供述していることから、申立人がA市町村に居住している期間中に実施された第2

回特例納付制度（昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで実施）を利用して申立期間の国民年金保険料を納付した可能性が考えられるが、当該制度を利用して保険料を納付することができる期間は、申立期間前の昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの期間であり、申立期間は特例納付できる期間に該当しない。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料の納付金額について、はっきり覚えていないが、何万円かであったことは覚えている。」と供述しているものの、仮に、前述の昭和 52 年 4 月 14 日より前の時効にかからない時点において、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括で納付した場合、その納付に必要な保険料額は 5,450 円であることから、申立人が記憶している納付金額とも符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成元年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成元年6月まで

私は、昭和63年3月に日本の大学を卒業し、同年4月から平成7年までA国へ留学していた。私がA国へ留学した後、母親が私の国民年金の加入手続を行い、未納期間無く国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間は、国民年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年8月8日に払い出されていることが確認できるところ、i) オンライン記録によると、当該手帳記号番号の直前の被保険者(3人)はいずれも昭和46年8月生まれであり、20歳到達月の平成3年8月から国民年金に加入していることが確認できること、ii) B市町村の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、同年8月26日に元年7月から3年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年8月に行われたものと推認され、この時点において、申立期間は時効により保険料を納付できない期間に該当する上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親からも当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から50年6月まで
日本年金機構からの回答では、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、昭和53年頃、市町村役場の年金課の担当者から「今なら遡って国民年金保険料を納付することができる。」と説明があり、当時、私が勤務していた事業所の所長でもあった内縁の夫が、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれたことを記憶しており、その時、市町村役場の担当者からもらった書類も保管している。

申立期間の国民年金保険料は納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和53年頃、内縁の夫が『年金は大事だから、私が国民年金保険料を支払ってあげる。』『たくさん、国民年金保険料を支払って来た。』と話してくれたことを覚えている。申立期間の国民年金保険料は遡って納付したはずだ。」と主張しているところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、昭和54年2月に第3回特例納付及び過年度納付を利用して、昭和36年度及び52年度の国民年金保険料（合計7万4,400円）が納付されていることが確認できる。

しかしながら、上記の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを示す記録は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとされる申立人の内縁の夫及び申立人に対し申立期間を含む保険料を遡って納付することができる旨の説明を行ったとされるA市町村国民年金課の当時の担当者は既に死亡していることから、当時の保険料の納付状況につ

いて確認することができない。

さらに、申立人が所持している「あなたの年金はすくわれます」と題し、法律改正により特例的に遡って国民年金保険料を納付することができる旨を説明している書類には、申立人が、「当時、内縁の夫が納付してくれた。」と主張する申立期間を含む15年3か月の国民年金保険料相当額(71万400円)が記載されていることが確認できるものの、当該書類には、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる記載は無く、当該書類をもって、申立期間の保険料が納付されたものと推認できるまでには至らない。

加えて、上記書類には、「あなたは60才までに決められた期間の保険料を納めているか、免除を受けていなければ老齢年金は受けられません。そのためには、あと2年不足しています。」と記載されていることが確認できるところ、申立人が昭和36年度の国民年金保険料を特例納付した昭和54年2月時点において、申立人は既に38歳を超えており、60歳到達までに老齢年金の受給権(25年)を満たすことができないことから、前述のとおり不足する2年分の保険料を特例納付及び過年度納付したものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 12 月 29 日から 39 年 1 月 21 日まで
日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」によると、申立期間について、昭和 39 年 6 月 5 日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求し、受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかしながら、A社（現在は、B社）C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示がある上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和39年6月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、「脱退手当金が支給されたとされる昭和39年6月5日時点では、私は、結婚して姓が変わっており、住所もD市町村からE市町村に移していたため、申立期間の脱退手当金を請求し受給することはできないはずである。」と主張しているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人のA社C事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳の記号番号（*）の氏名及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の欄の氏名は、いずれも旧姓の「F」であることが確認できることから、申立期間に係る脱退手当金の請求は旧姓で行われた可能性がうかがえるものの、i) 申立人は、脱退手当金の支給決定日から約2か月前の昭和39年4月*日に婚姻していることから、社会保険事務所（当時）が脱退手当金裁定請求

書を受付して支給決定するまでに通常必要な期間を考えると、申立期間の脱退手当金の請求が旧姓で行われていたとしても不自然ではないこと、ii) 申立人は、「結婚前に居住していたD市町村の住所には、引き続き家族が居住していた。」と供述していることなどを踏まえると、前述の主張のみをもって、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないものと推認するには至らない。

さらに、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間があるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所では、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。